

申請書類確認票(通所介護)

事業所名()

新規		更新		書類	様式	備考
居宅サービス	介護予防サービス	居宅サービス	介護予防サービス			
				本票(申請書類確認票)		・本票により、提出書類を確認すること。
		X	X	指定(許可)申請書		
X	X			指定更新(許可)申請書		
				通所介護・介護予防通所介護事業所の指定に係る記載事項		
				通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項		
	★	☆	☆	定款又は寄付行為等(地方公共団体を除く。)		
	★	☆	☆	法人登記事項証明書又は条例		・更新の場合、法人登記事項証明書は写しでも可。
	★		★	事業所の位置図、平面図、求積図(事業を行う専用の区画の用途ごと) (当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは当該施設も含む。)		・事業を行う区画のうち、専用部分は赤で、共用部分は黄で囲むこと。 ・平面図には部屋の名称が記入されていること。
	★	☆	☆	設備の概要 (当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設も含む。)		・備品等を記入すること。 ・食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、浴室の写真を添付すること。
	★		★	事業所の管理者の経歴書		
	★		★	事業所の生活相談員の経歴書		
	★		★	運営規程		次の内容の記載があること。 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定通所介護(指定介護予防通所介護)の利用定員 5 指定通所介護(指定介護予防通所介護)の内容及び利用料その他の費用の額 6 通常の事業の実施地域 7 サービス利用にあたっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 その他運営に関する重要事項
	★	☆	☆	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要		
	★		★	従業者の勤務体制及び勤務形態		・管理者についても記載すること。
	★		★	サービス提供実施単位一覧表		
	★	☆	☆	事業に係る資産の状況		・土地、建物、備品等を記載すること。 ・金額は評価額又は取得価格を記載すること。
	★	☆	☆	老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業又は同法第20条の2の2の老人デイサービスセンターとして同法第14条又は第15条第2項の届出		
	★		★	従業者である生活相談員、看護職員及び機能訓練指導員の資格の取得を証明する書類の写し		
	★	☆	☆	事業所に係る土地・建物の不動産登記事項証明書、賃貸借契約書の写し又はそれに代わるもの		
	★	☆	☆	建築検査済証の写し		
	★	☆	☆	消防検査済証の写し		
	X	X	X	介護保険法第70条第2項各号に該当しないことを誓約する書面		
X	X	X	X	介護保険法第115条の2第2項各号に該当しないことを誓約する書面		
	★		★	開設者の役員の氏名等		
	★	☆	☆	併設施設がある場合は、その概要書(パンフレット等)		
	★	X	X	介護サービス情報の公表に係る報告書		
		X	X	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書		

(注) ① 介護予防サービス欄に★印のある書類は、同一事業所において一体的に実施する居宅サービス事業と介護予防サービス事業の指定を同時に申請する場合、介護予防サービス事業者の指定申請書への添付は省略することができます。

② 更新欄に☆印のある書類は、新規指定時に提出された申請書類又は変更届の内容に変更がない場合は、指定更新申請書への添付は省略することができます。